

令和3年10月～令和3年12月

整理番号	受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
1	R3.10.1	体育館の予約抽選について	体育館の予約抽選を月初めに行っていますが、毎月物凄い人数が体育館前に並びます。コロナの事もあるので、一刻も早く碧南市のようにネット抽選にしてください。	体育館の予約申込みにつきまして、ご不便をおかけして申し訳ございません。 旧西尾市内の屋外体育施設につきましては、現在、施設を多くの方に平等に利用していただくために、1枚の利用登録証で1か月間に申し込みできる日数や時間数などの制限を設けた上で、インターネットによる抽選予約を受け付けております。 ご意見にあります体育館につきましても、これらの申し込みの際の制限内容や利用状況を踏まえ、インターネットによる抽選受付実施の可否を検討してまいります。 なお、受付方法を変更する場合は周知期間が必要となりますので、ご理解くださるようお願いいたします。	スポーツ振興課	文化・スポーツ
2	R3.10.11	育休退園	育休取得時の保育に関するお願いです。名古屋市や碧南市など自治体により継続通園ができる市もある中、西尾市では、現状3歳児未満は退園となってしまいます。 働きながら子育てができる、安心して子供が産めるという事は、共働き世帯が多い今の時代の少子化対策になると思います。そして親から離れて頑張る園生活に慣れた子供が、自治体の制度の違いによって退園、入園を繰り返して振り回される事は、低年齢児の発達環境にも大きな変化を与えてしまうと思います。さらに育休明けの保育園への再入園の確約もないため、働く女性にとっては育休明けの社会復帰への不安しかありません。ただ、保育の公平性もあるでしょうから、せめて碧南市のように生まれる子が満1歳に達する日の属する月の月末まで継続入所可にもらえるとう安心して出産、育休、復職ができます。どうか制度の改正をよろしくお願いいたします。	西尾市では、ご承知のとおり、第2子以降のお子さんを出産し育児休業に入られる場合、3歳未満児は出産日の8週後の月末日で退園していただいております。これは、ご家庭での保育が可能と考えられること、また、3歳未満児の入園希望者が増加し続けており、受け入れ枠が不足している状況にあり、生まれた子が1歳になる月まで在園可能とするといった対応をとらせていただくことが困難なためでございます。そのため、現状の制度変更は考えておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。 3歳児未満の入園希望者の増加の対応につきましては、引き続き施設の整備等に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	保育課	出産・子育て
3	R3.10.11	公共施設の予約方法に関して	普段、幾つかの「ふれあいセンター」や「公民館」、「市民交流センター」、「地域交流センター」を団体登録して利用していますが、予約の手続きが10年前と同じで、まず希望する部屋と利用日、時間帯を電話で確認し、可能な場合は早速利用する施設に出向いて所定の書類に必要事項を書き込むことになっています。 あいち共同利用型施設予約システムがありますが、西尾市の場合、体育関連施設がほとんどで、圧倒的に施設数の多い「ふれあいセンター」などの会議や集会ができる施設については、一部の施設を除き、旧態依然とした取り扱いになっています。 西尾市も、市公式のLINEアカウントを取得するなどして情報伝達の迅速化を強力に進めています。これだけ情報デジタル化が進み、申込者側の必要ツールの所有も広まっている中、空き室検索だけでなく予約も即座にできる方策を進めてもらえませんか。	日頃からふれあいセンターなど生涯学習施設をご利用いただき、ありがとうございます。 生涯学習施設の予約手続きにつきましては、現在、利用施設の窓口で利用許可申請書を提出していただき、利用許可書をお渡しする紙ベースでの取扱いとなっております。 ご指摘のとおり、市といたしましても、市内の体育施設や文化会館などと同様にインターネットを通じて空き室の確認や利用予約を行うことができる施設予約システムを導入する必要性は認識しております。 このため、具体的な導入時期は未定ですが、施設予約システムの導入について調査・研究を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。	生涯学習課	手続き・届出・税

令和3年10月～令和3年12月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
4	R3.10.29	氏名のふりがな証明について	先日、氏名のふりがなの証明書を必要とする機会がありました。西尾市で発行する公の証明書には、氏名のふりがなを証明するものではありませんでした。他市には氏名のふりがなが記載された住民票がありました。西尾市でも氏名のふりがなを記載した証明書の発行をお願いします。	住民票の写し等の各種証明書につきましては、住民基本台帳法で記載すべき事項が定められています。記載すべき事項は、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示等と定められており、その中に氏名のふりがなは含まれていません。 そのため、西尾市で発行する証明書には氏名のふりがなを記載しておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。	市民課	手続き・届出・税
5	R3.11.1	市役所の期日前投票会場について	市役所での期日前投票をもっと広い部屋で行ってはどうでしょうか。密になるなら、その方が良いと思います。	新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫による感染防止のため、広い部屋の方がよいのではないかとのご意見かと拝察いたします。 ご意見はごもっともでございますが、期日前投票が市役所で行われることが市民の皆様に浸透していることから、混乱を避けるためにも市役所で行うことが最適であると考えております。 また、期日前投票所として使用している多目的室は、市役所内の他の会議室とは違い、市役所の事務所スペースと区分けされているため、市役所のセキュリティーを守るためにも最適の部屋と考えております。 なお、投票所内は空調とともに常時換気を行っておりますので、ご安心いただきたいと思います。	総務課	行政
6	R3.11.1	小学校の運動会について	今年も昨年同様に、小学校の運動会が半日で良かったです。来年からも新型コロナウイルス感染症に関係なく、運動会は半日にしてほしいです。お昼が入ると食中毒や熱中症のリスクもあります。また親の負担も大きいです。ぜひ半日での継続をお願いします。	回答不要のご意見	学校教育課	教育
7	R3.11.17	職員のあいさつ	たまたま西尾市役所に立ち寄りました。複数の女性職員の方が「こんにちは」とあいさつをしてくださいました。とても気持ちいいですね、感激しました。嬉しかったので、どうしてもお伝えしたく、市民の声を書きました。 全庁的にそのような教育をなされているのでしょうか。すばらしいです。	回答不要のご意見	人事課	行政

令和3年10月～令和3年12月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
8	R3.11.26	街灯の設置	「ほっともつと」や「とみやまこどもクリニック」前の通りを18:00～21:00の間に毎晩ウォーキングをしています。他にもウォーキングをしている方が沢山みえるのですが、通りに街灯が少なく真っ暗です。横断歩道で待っていても気づいてもらえず、ほぼ毎日無灯火の自転車とすれ違い怖いです。車の通りがとても多い道なので、ぜひ街灯を増やしてください。灯りを持ってウォーキングしていますが、路地に入ってくる車に気づかれず、轢かれそうになった事もあります。	<p>【土木課】 道路照明灯は、道路照明施設の設置基準に基づき、夜間の道路状況や交通状況を把握し、道路交通の安全・円滑を図ることを目的として設置しております。設置は、個人からの要望ではなく、町内会からの工事要望書の提出により現地状況を確認した上で行っております。 ご要望のありました現地を確認したところ、交差点に必要な道路照明灯は設置されていまして、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>【危機管理課】 防犯灯は、犯罪発生の防止等を目的として、電柱等に設置することができます。西尾市では、防犯灯については町内会が設置管理をしており、市による防犯灯の新設は行っておりません。そのため、防犯灯の設置を希望される場合は、その地区の町内会長にご相談をしていただきますようお願いいたします。</p>	土木課 危機管理課	交通・防犯
9	R3.12.8	ゴミの削減について	現在、クリーンセンターが耐用年数を超え、新規のクリーンセンターの建設計画があります。新しいものを造れば廃棄物が増えて環境にも負担がかかり、良いことはありません。キエーロなどの使いやすいコンポストの推進など、市民にもっとごみの減量の必要性を訴え、削減方法を提案し、ごみの減量を推進してください。京都府亀岡市ではレジ袋を全面禁止した結果、レジ袋のごみが減りました。私は、ほぼ毎日ごみ拾いをしていますが、タバコ、マスク、ペットボトルやドリンクカップ、レジ袋などが落ちていてうんざりしています。23号線のインター付近の丸投げされたごみにもうんざりです。市として対応する姿勢を見せてください。	<p>日頃より、ボランティア活動を通じて、西尾市の環境行政にご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>西尾市では、生ごみ減量推進のために、ぼかしの無料配布、生ごみ処理器(コンポスト等)及び生ごみ処理機(機械式)の補助金の交付を行い、広報紙や市のホームページに掲載して周知を図っています。また、ポイ捨ての対策といたしましては、ポイ捨て禁止看板等を町内会にお渡しし、設置のお願いをしています。今後も、他市の事例等を調査・研究し、ごみ減量の推進に努めてまいります。</p>	ごみ減量課	環境・衛生

令和3年10月～令和3年12月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
10	R3.12.9	日本赤十字社への寄付金領収書	<p>毎年、町内会を通じて日本赤十字社への寄付金を割り当てられます。それに対する赤十字社発行の領収書の受け取り方に関して疑問があります。</p> <p>寄付金は町内会長から求められ、班長から当然のこととして集金されます。ところが、領収書は何も言わなければ発行されません。班長経由で町内会長に特別に発行をお願いすると、町内会発行の仮領収書が届きます。そして、赤十字社発行の領収書を受け取るには、町内会発行の仮領収書を持って福祉課まで行くか、支所に持っていき郵送してもらい、又は自分で郵送するという手続きが必要になります。集金は町内会経由でされるのに、どうして領収書はその逆ルートで届かないのでしょうか。</p> <p>昨年、福祉課に尋ねたところ、「寄付金は個人からではなく町内会から受け取っているため領収書は町内会に発行していません。個人には発行していません。」との回答でした。確かに理屈としてはそうかもしれませんが、通常、町内会は独自に収入のある活動をしているわけではなく、各家庭(個人)からの会費で運営されていると思います。日本赤十字社からの割り当てが自治体に来て、町内会に分けられ、町内会の班長が個人から集金しているのに、個人から受け取っているのではないと言われてしまうことに釈然としません。</p> <p>自分が払ったお金に対して領収書を求めるのは、金額の多少や理由に関係なく当然のことだと思います。日本赤十字社発行の領収書が何らかの理由で個人宛に発行できないのなら、せめて、市から町内会長に寄付の依頼をする時点で、「町内会の仮領収書を必ず発行するように」とお話しただけないでしょうか。</p>	<p>日本赤十字社への寄付金領収書の受け取りにつきまして、ご不便をおかけしていること、また、説明が不十分であったことをお詫び申し上げます。</p> <p>ご指摘のとおり、この寄付金は個人の方から頂いているものであり、その取りまとめを各町内会にお願いしております。町内会の対応は、その都度各戸から集金されたり、会の経費から一括で寄付されたりするなど、様々であるのが実情です。いずれにしても、市へは総額で納付されているため、個人の方が領収書を必要とされる場合は、お申し出とともに金額が確認できるものをご提示いただいております。</p> <p>そのため、これまでご本人様には大変お手数をおかけしておりました。今後は、個別対応として、電話でお申し出をいただきましたら、福祉課から町内会長へ納付金額を確認し、領収書をお送りするよう改めてまいります。</p> <p>なお、希望される町内会には、あらかじめ領収書の用紙をお渡ししておりますが、実際にご利用になることはほとんどございません。町内会にはそれぞれの実情があり、事務も煩雑になることから、一律に領収書の発行を求めることは難しいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>	福祉課	福祉
11	R3.12.27	外国人の自転車走行	<p>外国人と思われる方が、自転車での歩道の走行や並列走行などを行っているのを見かけると、交通ルールを理解しているのだろうかかと心配になります。警察と連携して啓発する必要があると考えます。</p>	<p>外国人の交通安全に関するご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今回のご意見を西尾警察署にも伝え、協力して啓発活動を実施してまいります。</p> <p>また、市といたしましても、外国人向けの広報紙などで交通安全に関する情報を発信し、外国人の交通安全意識の向上に努めてまいります。</p>	危機管理課	交通・防犯